

## 1 調査事件

民生福祉、保健行政及び教育行政の充実について

## 2 調査概要

### (1) 旭川市（人口 315,341人）

ア いじめ防止対策「旭川モデル」について

旭川市では、令和5年4月、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設し、市長部局が学校・教育委員会と一体となって、いじめの未然防止・早期発見・重大化の防止を図るため、いじめ防止対策「旭川モデル」の取組を推進している。

「旭川モデル」とは、いじめ防止対策に係る情報・執務場所・支援方針を一元化し、被害児童生徒に寄り添った迅速な対応により、問題の早期解決を図る取組である。

取組内容として、いじめの積極的な把握について、心理・福祉・教育の資格を持つ専門職を配置したいじめ・不登校専門の相談窓口を令和5年4月に開設し、児童生徒や保護者等から、学校を通さず直接相談・通報に応じ、心理面や福祉面の支援を実施している。また、相談窓口のほかに、電話、手紙、チャットなどの多様な手段により相談しやすい環境を整備している。教育委員会では、いじめの疑いを含む全ての事案について、学校から教育委員会に月1回報告する取組や、全児童生徒を対象に年3回（6月、11月、2月）のいじめアンケート調査などを実施している。

次に、情報の一元化と迅速な初動対応について、旭川市が児童生徒や保護者から相談を受けた事案と学校から報告のあった事案は、受付後、いじめ防止対策推進部で一元管理され、組織内で情報共有を図っている。週1回、部内全職員が参加するいじめ対策会議を開催し、被害児童生徒の事案対応の状況等を確認し、支援方針を協議している。重大化のおそれがある事案については、児童生徒や保護者から相談・通報を受付後、いじめを受けた児童生徒を速やかに救済するため、緊急支援チーム（市長部局と教育委員会の職員によるチーム編成）を学校へ派遣し、事実確認や指導助言を行い、学校が必要とする支援の把握に努めている。また、児童生徒と保護者からの聴き取りを行い、心のケア等の支援を行っている。

次に、児童生徒への継続的な支援について、いじめ対策支援員による聴き取りや心理・福祉面の支援、いじめ対策心理士による心のケアやカ

ウンセリングを実施している。また、学校ヒアリングを実施し、いじめの適切な認知と対応の確認、学校が抱える課題や学校が必要とする支援の把握を務めている。

取組成果として、学校現場における「いじめ見逃しゼロ」の意識向上や、不登校専門の相談窓口の開設や多様なツールを活用した相談しやすい環境整備により、いじめの認知件数及びいじめ相談件数は増加傾向にある。また、いじめ防止対策に係る市民説明会や出前講座などを開催し、地域や団体等と連携した子どもの見守りなどのいじめ防止の取組など、市民協働により、地域社会全体でいじめ防止対策の推進が図られている。

一方、長期化・重大化するいじめ事案への対応が課題として挙げられ、いじめ行為が反復・継続するケースはほとんどなく、多くは不登校が関係している。それらの課題解決に必要な支援として、学校・教育委員会の取組に加え、学校外からのアプローチによる児童生徒本人への学習支援等の社会的自立に向けた支援や、保護者への支援を包括的・重層的に行う必要がある。

今後の取組として、精神科医や警察官経験者を活用し、いじめの被害児童生徒や加害児童生徒に対する支援強化や、いじめ防止・青少年育成サポーター等の地域の多様な担い手と連携した学習等の支援や居場所づくりなど、包括的な支援体制を構築していくこととしている。

#### イ 旭川市教育支援センター「ゆっくらす」について

旭川市では、不登校及びその傾向にある児童生徒とその保護者に対し、心の居場所づくりや学校への登校再開に向けた支援を実施することを目的として、平成11年度に旭川市適応指導教室「ゆっくらす」として開設し、令和6年度に名称を旭川市教育支援センター「ゆっくらす」に変更している。

ゆっくらすでは、心の居場所づくりや学校への登校再開等に向けた支援に加え、豊かな情操や社会性の育成を図るため、家庭、学校及び関係機関と連携し、カウンセリングや教育相談、体験活動や学習支援を行っており、さらに令和6年度からは、家庭でのICTを活用した遠隔による学習や相談を実施している。

学習について、集団での学習と個別での学習を選ぶことができ、学習教科や内容は、自分で決めることができるようになっている。体験活動について、運動や創作活動、講師を招いての活動、北海道立旭川美術館や旭川市科学館サイパルなどを活用した活動等を行っている。活動日は、

週4日（月・火・木・金）の午前9時30分から午後3時までとなっており、水曜日は登校チャレンジの曜日となっている。

事業の成果として、子に応じた学習活動や教育相談等を実施し、学習意欲や自らの進路に対する意識の向上や自己肯定感の高揚を図ることにより、登校再開につながった児童生徒が毎年複数名いるほか、通所していた中学校3年生の生徒の多くが高等学校へ進学している状況にある。

一方、人間関係を築くまでに時間を要する児童生徒や慣れていない場所に通うことに抵抗がある児童生徒には通所がしづらいこと、通所意欲を有していても、バス等の通所手段の状況から容易に通うことが難しいため通所を諦めてしまう児童生徒がいることが課題としてある。

令和7年度から、モデル事業として中学校2校に校内教育支援センターを開設し、それぞれの機能を生かしながら、不登校児童生徒への支援の充実を図っていくこととしている。

## (2) 札幌市（人口 1,113,171人）

### ア 公立夜間中学について

**札幌市**では、北海道内で初の公立夜間中学である札幌市立星友館中学校を令和4年度に開校した。

公立夜間中学とは、戦後の混乱期に家庭の事情で十分に学ぶことができなかった高齢の方、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられなかった方、日本で義務教育を受けていない外国籍の方などに対して、義務教育を保障する目的をもって設置されている。

こうした目的に対応する取組として、札幌市独自の就学援助制度や、学年の所属に関係なく生徒それぞれの学習経験に応じたカリキュラムの仕組みづくり、施設のバリアフリー化、難聴の生徒には特別な補聴器や受信機を整えるなど、生徒の幅広いニーズに対応し、安心して学ぶことができる体制を構築している。

生徒の在籍状況については、開校時の令和4年度は66名だったが、現在は94名が在籍している。また、年代も幅広く、外国籍又は外国にルーツのある方は約1割を占めている。

一方、札幌市立星友館中学校の存在を知らない方々に対する情報発信の在り方や、在籍しながらも継続した登校が難しい生徒への対応などが課題としてある。

今後の取組としては、札幌市民が誇れる公立夜間中学であり続けるために、市民ぐるみの学校づくりに向けて取組の充実を図ることや、若者

支援総合センターなど関係機関と連携し、社会や地域とのつながりの強化を図っていくこととしている。

イ Youth＋センター（若者支援総合センター）について

札幌市では、活力ある地域社会の実現のため、ひきこもりなど複雑多様化する若者の課題にも対応し、社会的自立を総合的に支援する拠点として、平成22年4月に若者支援施設5館（総合センター1館、活動センター4館）を開設し、平成28年1月に愛称をYouth＋（ユースプラス）に定めている。

若者支援施設の配置については、中央区の若者支援総合センターを中心として、おおむね札幌市内東西南北に活動センター4館を配置している。

運営体制については、札幌市が若者支援施設を設置し、現場運営は地方自治法の指定管理者制度に基づいて、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会が行っている。開館時間は午前10時から午後10時まで、月1回と年末年始の休館を除いてオープンしている。利用者数の推移については、令和2年度から令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う一時的な閉館や、Youth＋宮の沢が大規模改修などの影響により利用者数が減少したが、令和4年度以降は回復傾向にある。

事業の取組について、若者支援総合センターでは、就職や家庭環境など様々な困難を抱える若者の総合相談窓口を設置している。また、相談者の状態に合わせて、生活リズムの改善から対人トレーニング・職場実習まで、社会的自立に向けた自立支援プログラムや職業体験やボランティア体験など社会体験の機会を提供し、社会的自立につなげる社会体験機会創出事業などを実施している。さらに、若者の孤立を防ぎ、豊かな社会性を育ていけるよう、若者同士の交流や年代を越えた交流の輪を広げるための交流促進プログラムや、若者の地域活動への主体的な参加を促し、若者と地域とが育ち合う関係づくりを目的とした社会参加促進事業などを実施している。

一方、課題としては、令和5年度にはYouth＋豊平（豊平若者活動センター）の重油タンクの配管に穴が開き、一時暖房及び給湯が使用不可になる事態が発生するなど、各施設で老朽化が進んでいる。また、ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者）、家庭の事情などによって日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性、ケアリーバー（社

会的養護から離れた子ども・若者）など新たな社会的課題への対応がある。

今後については、現在の運営体制となった平成22年以降、若者を取り巻く社会経済情勢や環境も変化しており、今後のニーズや課題、求められる役割などを踏まえたうえで、将来的な施設の在り方を検討されている。